

6 林整計第690号  
令和7年3月27日

中部森林管理局計画保全部長 殿  
中部森林管理局森林整備部長

林野庁森林整備部計画課長

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」等の  
一部改正について

下記に掲げる通知について、別紙1、2及び3のとおり一部改正したので、通知する。

記

- 1 工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）  
（令和元年6月20付け元林整計第65号林野庁計画課長通知） 別紙1
- 2 森林整備保全事業数量算出要領（施工パッケージ型積算方式）の制定について  
（平成28年3月31日付け27林整計358号林野庁計画課長通知） 別紙2
- 3 森林土木木製構造物暫定施工歩掛の制定について  
（平成11年4月5日付け11-8林野庁指導部計画課長通知） 別紙3

（担当：計画課施工技術班積算基準係 03-3502-8111（内線6147））

工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）（令和元年 6 月 20 日付け元林整計第 65 号林野庁森林整備部計画課長通知）  
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第 1 現場閉所による週休 2 日方式</p> <p>1 対象工事 森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）<u>（以下「設計積算要領」という。）</u>の工種区分を適用する工事。ただし、災害応急対策、緊急性が高い災害復旧に関する工事又は対象工事とすることが不適当な工事は対象外とすることができる。</p> <p>2 <u>用語の定義</u></p> <p>(1) 現場閉所による週休 2 日 <u>現場閉所による月単位の週休 2 日とは、対象期間において、月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>現場閉所による通期の週休 2 日とは、対象期間において、通期の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) 対象期間 工事着手から工事<u>完了</u>までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月または 9 月を含む工事では夏季休暇分として 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。<u>ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除く。</u></p> <p>(4) 4 週 8 休 <u>月単位の 4 週 8 休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）の水準の状態をいう。</u>ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休<u>（28.5%）の水準の状態</u>とみなす。 <u>通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）の水準の状態をいう。</u> なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(5) 工事着手 森林整備保全事業工事標準仕様書<u>（以下「標準仕様書」という。）</u>第 1 編共通編第 1 章総則第 1 節総則 1-1-1-2 用語の定義(14)に規定する工事着手をいう。</p> <p>(6) 工事<u>完了</u> 標準仕様書第 1 編共通編第 1 章総則第 1 節総則 1-1-1-2 用語の定義(15)に規定する工事<u>完了</u>をいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 発注方式 令和 7 年 4 月 1 日以降に発注手続きを開始する全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望方式で発注することができる。</p> <p>(1) 発注者指定方式 発注者が、<u>現場閉所による月単位の週休 2 日</u>に取り組むことを指定する方式<u>（現場閉所による通期の週休 2 日は必須）</u></p> <p>(2) 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に発注者に対して<u>現場閉所による月単位の週休 2 日</u>に取り組む旨を協議した上で取り組む方式<u>（現場閉所による通期の週休 2 日は必須）</u></p>	<p>第 1 現場閉所による週休 2 日方式</p> <p>1 対象工事 森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）の工種区分を適用する工事。ただし、災害応急対策、緊急性が高い災害復旧に関する工事又は対象工事とすることが不適当な工事は対象外とすることができる。</p> <p>2 定義</p> <p>(1) 現場閉所による週休 2 日 対象期間<u>内</u>において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工事着手から工事<u>完成</u>までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月または 9 月を含む工事では夏季休暇分として 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 <u>巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、</u>現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>(4) 4 週 8 休<u>以上</u> 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）<u>以上の水準に達する状態をいう。</u>ただし、<u>対象期間において</u>暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休<u>（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u>  なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(5) 工事着手 森林整備保全事業工事標準仕様書第 1 編共通編第 1 章総則第 1 節総則 1-1-1-2 用語の定義(14)に規定する工事着手をいう。</p> <p>(6) 工事<u>完成</u> 森林整備保全事業工事標準仕様書第 1 編共通編第 1 章総則第 1 節総則 1-1-1-2 用語の定義(16)に規定する工事<u>完成</u>をいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 発注方式 令和 6 年 4 月 1 日以降に発注手続きを開始する全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望方式で発注することができる。</p> <p>(1) 発注者指定方式 発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する方式</p> <p>(2) 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式</p>

4 積算方法等

(1) 補正係数

現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表1

現場閉所の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上	(削る)
労務単価	1.04	1.02	(削る)
機械経費(賃料)	1.02	1.02	(削る)
共通仮設費率	1.03	1.02	(削る)
現場管理費率	1.05	1.03	(削る)

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 機械経費(賃料)

補正前の機械経費(賃料)に、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

ウ (略)

表2

名称	区分	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上	(削る)
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.04	1.02	(削る)
鉄筋工(ガス圧接)		1.03	1.02	(削る)
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.00	(削る)
	撤去	1.04	1.02	(削る)
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02	(削る)
	撤去	1.04	1.02	(削る)
防護柵設置工(落石防止柵)		1.01	1.01	(削る)
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.01	(削る)
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.00	(削る)
	撤去	1.04	1.02	(削る)
道路標識設置工	設置	1.01	1.00	(削る)
	撤去・移設	1.03	1.02	(削る)
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	(削る)
	撤去	1.04	1.02	(削る)
法面工		1.02	1.01	(削る)
吹付砕工		1.03	1.01	(削る)
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	(削る)
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02	(削る)

エ (略)

表3

名称	区分	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上	(削る)
区画線工		1.04	1.02	(削る)
排水構造物工		1.04	1.02	(削る)

4 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表1

現場閉所の状況(現場閉所率)	4週8休以上(28.5%(8日/28日)以上)	4週7休以上4週8休未満(25%(7日/28日)以上28.5%未満)	4週6休以上4週7休未満(21.4%(6日/28日)以上25%未満)
労務単価	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 機械経費(賃料)

補正前の機械経費(賃料)に、表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

ウ (略)

表2

名称	区分	4週8休以上	4週7休以上4週8休未満	4週6休以上4週7休未満
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(落石防止柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01

エ (略)

表3

名称	区分	4週8休以上	4週7休以上4週8休未満	4週6休以上4週7休未満
区画線工		1.05	1.03	1.01
排水構造物工		1.05	1.03	1.01

コンクリートブロック積工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
構造物取りこわし工	機械	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
	人力	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>

オ 共通仮設費率

補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ補正後の共通仮設費率を算出した後、復興係数及び表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

カ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式

入札説明書等において現場閉所による月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、通期の4週8休に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。

イ 受注者希望方式

当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して現場閉所による月単位の週休2日の取組について協議すること及び当初予定価格において月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じていることを明記するものとする。

また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に現場閉所による月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が現場閉所による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。)は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数も除した変更を行うものとする。

現場閉所による月単位の週休2日の取組の協議が整わなかったもの(受注者が現場閉所による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。)については、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて、通期の4週8休以上の補正係数への変更を行うものとする。

5 実施上の留意点

(削る)

発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはならない。

第2 交替制による週休2日方式

1 対象工事

設計積算要領の工種区分を適用する工事のうち、災害復旧工事等の緊急性が高く、休日(土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇)に作業が必要な工事及び社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

コンクリートブロック積工		<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
構造物取りこわし工	機械	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
	人力	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>

オ 共通仮設費率

補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ補正後の共通仮設費率を算出した後、復興係数及び表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

カ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式

入札説明書等において現場閉所による週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、それぞれの経費につき週休2日補正係数を用いて補正し、請負代金を減額変更するものとする。

また、4週8休に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。

イ 受注者希望方式

当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して現場閉所による週休2日の取り組みについて協議すること及び当初予定価格において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じていることを明記するものとする。

また、現場閉所の達成状況を確認後、4週6休に満たなかったもの及び工事着手前に現場閉所による週休2日に取り組むことについてあらかじめ監督職員へ協議しなかったものについては補正係数を乗じないものとし、4週6休以上4週8休未満の場合は達成状況に応じた週休2日補正係数を用いて補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

5 実施上の留意点

(1) 地元対応やコンクリート打設後の養生期間などやむを得ない場合は、振替休日等により休日を取  
得することを可とする。

(2) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはな  
らない。

第2 交替制による週休2日方式

1 対象工事

森林整備保全事業設計積算要領(平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知)の工種区分を適用する工事のうち、災害復旧工事等の緊急性が高く、休日(土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇)に作業が必要な工事及び社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

2 用語の定義

(1) 交替制による週休2日

交替制による月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

交替制による通期の週休2日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手から工事完了までの期間をいう。

(3) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(4) 工事着手

第1の2の（5）に同じ。

(5) 工事完了

第1の2の（6）に同じ。

(6) 復興係数

第1の2の（7）に同じ。

3 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、交替制による月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（交替制による通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に発注者に対して交替制による月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式（交替制による通期の週休2日は必須）

4 積算方法等

(1) 補正係数

交替制による週休2日に取り組む工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表4

休日確保の状況	<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>	<u>（削る）</u>
---------	-------------------	------------------	-------------

2 定義

(1) 交替制による週休2日

対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手から工事完成までの期間をいう。

(3) 4週8休以上

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(4) 工事着手

森林整備保全事業工事標準仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-1-2用語の定義（14）に規定する工事着手をいう。

(5) 工事完成

森林整備保全事業工事標準仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-1-2用語の定義（16）に規定する工事完成をいう。

(6) 復興係数

東日本大震災及び平成28年熊本地震における復興係数をいう。

3 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式。

4 積算方法等

(1) 補正係数

交替制による週休2日に取り組む工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表4

休日確保の状況	4週8休以上	<u>4週7休以上</u>	<u>4週6休以上</u>
<u>（休日率）</u>	<u>（28.5%（8日/28日）</u>	<u>4週8休未満</u>	<u>4週7休未満</u>
	<u>以上）</u>	<u>（25%（7日/28日）</u>	<u>（21.4%（6日/28日）</u>
		<u>以上28.5%未満）</u>	<u>以上25%未満）</u>

労務単価	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
現場管理費率	1.03	<u>1.01</u>	<u>(削る)</u>

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表4に掲げる休日確保の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 市場単価

市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、道路標識設置工及び鉄筋挿入工(ロックボルト工)以外の工種については表2に掲げる補正係数を、道路標識設置工及び鉄筋挿入工(ロックボルト工)については表5に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表5

名 称	区 分	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
	撤去・移設	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		<u>1.03</u>	<u>1.01</u>

ウ 土木工事標準単価

土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、区画線工については表3に掲げる補正係数を、排水構造物工、コンクリートブロック積工及び構造物取りこわし工については表6に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表6

名 称	区 分	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
排水構造物工		<u>1.03</u>	1.02	<u>(削る)</u>
コンクリートブロック積工		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>
構造物取りこわし工	機械	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>(削る)</u>
	人力	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(削る)</u>

エ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び表4に掲げる休日確保の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式

入札説明書等において交替制による月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについ

労務単価	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
現場管理費率	1.03	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表4に掲げる休日率に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 市場単価

市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる補正係数を乗じるものとする。

(新設)

ウ 土木工事標準単価

土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、表5に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表5

名 称	区 分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
区画線工		<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
排水構造物工		<u>1.04</u>	1.02	<u>1.01</u>
コンクリートブロック積工		<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
構造物取りこわし工	機械	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
	人力	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>

エ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、復興係数及び表4に掲げる休日率に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式

入札説明書等において交替制による週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、それぞれの経費につき補正係数を用いて補正し、請負代金を減額変更するものとする。

ては、通期の4週8休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、通期の4週8休に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。

イ 受注者希望方式

当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して交替制による月単位の週休2日の取組について協議すること及び当初予定価格において月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じていることを明記するものとする。

また、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たなかったもの及び工事着手前に交替制による月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が交替制による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数も除した変更を行うものとする。

交替制による月単位の週休2日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が交替制による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて、通期の4週8休以上の補正係数への変更を行うものとする。

また、4週8休に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。

イ 受注者希望方式

当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して交替制による週休2日の取組みについて協議すること及び当初予定価格において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じていることを明記するものとする。

また、休日率の達成状況を確認後、4週6休に満たなかったもの及び工事着手前に交替制による週休2日に取り組むことについてあらかじめ監督職員へ協議しなかったものについては補正係数を乗じないものとし、4週6休以上4週8休未満の場合は達成状況に応じた補正係数を用いて補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から適用する。

改 正 後	現 行
森林整備保全事業数量算出要領（施工パッケージ型積算方式）について 別紙 森林整備保全事業数量算出要領 （施工パッケージ型積算方式） 令和 <u>7</u> 年度 林野庁 目次 第 1 編 （略） 第 2 編 共土工 第 1 章～第 6 章 （略） 第 7 章 道路舗装 ①・② （略） ③ 踏掛版設置工 第 8 章～第 11 章 （略） 第 1 編 （略） 第 2 編 共土工 第 1 章 土工 ①～⑤ （略） ⑥ 安定処理工 1～3 （略） 4. 数量算出方法 （略） （1）固化材の使用量（ <u>t</u> /100 m <sup>2</sup> あたり）は、ロス等を含むものとする。 第 2 章 共土工 ①～⑱ （略） ⑲ アンカー工（ロータリーパーカッション式） 1. 適用 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         ロータリーパーカッション式ボーリングマシンにより、<u>二重管による</u>削孔を行い、<u>アンカ</u>  <u>ー鋼材にて引張力を地盤に伝達</u>し、長期に供用する<u>グラウンドアンカー工法</u>に適用する。                     </div> 2 （略） 3. 区分 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         （略）                     </div> （1） （略） （ <u>削る。</u> ） <u>（2）</u> 呼び径区分 （略）	森林整備保全事業数量算出要領（施工パッケージ型積算方式）について 別紙 森林整備保全事業数量算出要領 （施工パッケージ型積算方式） 令和 <u>6</u> 年度 林野庁 目次 第 1 編 （略） 第 2 編 共土工 第 1 章～第 6 章 （略） 第 7 章 道路舗装 ①・② （略） ③ 踏掛版 第 8 章～第 11 章 （略） 第 1 編 （略） 第 2 編 共土工 第 1 章 土工 ①～⑤ （略） ⑥ 安定処理工 1～3 （略） 4. 数量算出方法 （略） （1）固化材の使用量（100 m <sup>2</sup> あたり）は、ロス等を含むものとする。 第 2 章 共土工 ①～⑱ （略） ⑲ アンカー工（ロータリーパーカッション式） 1. 適用 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         ロータリーパーカッション式ボーリングマシンにより削孔を行い、<u>引張鋼材にてアンカー</u>  <u>を施工</u>し、長期に供用する<u>もの</u>に適用する。                     </div> 2 （略） 3. 区分 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         （略）                     </div> （1） （略） （2） 方式 ① 単管 ② 二重管 注）土砂を貫通して岩部分にアンカーを定着する場合は、二重管削孔を標準とする。 <u>（3）</u> 呼び径区分 （略）



- ① Φ90 mm
- ② Φ115 mm
- ③ Φ135 mm
- ④ Φ146 mm

(3) 土質区分  
(削る。)

二重管方式の場合  
①～⑤ (略)  
注) (略)

(4)～(7) (略)

4 (略)

第3章 (略)

第4章 河川海岸

①消波固めブロック工

1～3 (略)

4. 数量算出方法  
(略)

(1) 乱積

乱積の場合は、横断面図により空体積を計算し、コンクリートブロックの空隙率を考慮し、次式により算出する。

$$N = \frac{V(1-a)}{v}$$

N = 個数 (個)  
V = 空体積 (m<sup>3</sup>)  
v = 1 個当たり空体積 (m<sup>3</sup>/個)  
a = 空隙率

(2)～(4) (略)

5 (略)

②・③ (略)

第5章・第6章 (略)

第7章 道路舗装

①・② (略)

③ 踏掛版設置工

1. 適用

厚さ 0.35m 以上 0.65m 以下の現場打ち踏掛版の設置に適用する。  
ただし、主たる鉄筋が太径鉄筋 (D38 以上 D51 以下) の場合には適用しない。

2 (略)

3. 区分

(略)

- ① Φ90 mm (単管方式・二重管方式)
- ② Φ15 mm (単管方式・二重管方式)
- ③ Φ135 mm (単管方式・二重管方式)
- ④ Φ146 mm (二重管方式)

(4) 土質区分

1) 単管方式の場合

① 粘性土、砂質土

② レキ質土

③ 玉石混り土

2) 二重管方式の場合

①～⑤ (略)

注) (略)

(5)～(8) (略)

4 (略)

第3章 (略)

第4章 河川海岸

①消波固めブロック工

1～3 (略)

4. 数量算出方法  
(略)

(1) 乱積

乱積の場合は、横断面図により空体積を計算し、コンクリートブロックの空隙率を考慮し、次式により算出する。

$$N = \frac{V(1-a)}{v}$$

N = 個数 (個)  
V = 空体積 (m<sup>3</sup>)  
v = 1 個当たり空体積 (m<sup>3</sup>/個)  
a = 空隙率

(2)～(4) (略)

5 (略)

②・③ (略)

第5章・第6章 (略)

第7章 道路舗装

①・② (略)

③ 踏掛版

1. 適用

厚さ 0.35m 以上 0.6m 以下の現場打ち踏掛版の設置に適用する。  
ただし、主たる鉄筋が太径鉄筋 (D38 以上 D51 以下) の場合には適用しない。

2 (略)

3. 区分

(略)

(1) 数量算出項目及び区分一覧表

項目	区分	コンクリート規格	(削る。)	ゴム支承の有無	養生工の有無	単位	数量	備考
踏掛版設置		○	(削る。)	○	○	m <sup>3</sup>		

- 注) 1 (略)  
 2. 鉄筋加工・組立費が必要な場合は、別途算出する。その場合、鉄筋量にスパイラル筋は含まない。  
 3・4 (略)

(2) (略)  
 (削る。)

(削る。)

4 (略)

- 第8章 (略)  
 第9章 道路維持修繕  
 ①・② (略)  
 ③ 舗装版切断工  
 1・2 (略)  
 3. 区分

(略)

(1) (略)

(2) 舗装版種別区分

- ① アスファルト舗装版  
 ② コンクリート舗装版  
 ③ コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版

(3) 舗装版種別区分及び厚さ区分

- 1)・2) (略)  
 3) コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版の切断全体厚さ

(1) 数量算出項目及び区分一覧表

項目	区分	コンクリート規格	鉄筋量	ゴム支承の有無	鉄筋材料規格・径	単位	数量	備考
踏掛版		○	○	○	○	m <sup>3</sup>		

- 注) 1 (略)  
 2. 鉄筋量は踏掛版1個所当たりの鉄筋量とする(スパイラル筋は含まない)。  
 3・4 (略)

(2) (略)

(3) 鉄筋量区分

- ① 0.08t/m<sup>3</sup> 以上 0.10t/m<sup>3</sup> 未満  
 ② 0.10t/m<sup>3</sup> 以上 0.12t/m<sup>3</sup> 未満  
 ③ 0.12t/m<sup>3</sup> 以上 0.14t/m<sup>3</sup> 未満  
 ④ 0.14t/m<sup>3</sup> 以上 0.16t/m<sup>3</sup> 未満  
 ⑤ 0.16t/m<sup>3</sup> 以上 0.18t/m<sup>3</sup> 未満  
 ⑥ 0.18t/m<sup>3</sup> 以上 0.20t/m<sup>3</sup> 未満  
 ⑦ 0.20t/m<sup>3</sup> 以上 0.22t/m<sup>3</sup> 未満  
 ⑧ 0.22t/m<sup>3</sup> 以上 0.24t/m<sup>3</sup> 未満  
 ⑨ 0.24t/m<sup>3</sup> 以上 0.26t/m<sup>3</sup> 未満  
 ⑩ 0.26t/m<sup>3</sup> 以上 0.28t/m<sup>3</sup> 未満  
 ⑪ 0.28t/m<sup>3</sup> 以上 0.30t/m<sup>3</sup> 未満  
 ⑫ 0.30t/m<sup>3</sup> 以上 0.32t/m<sup>3</sup> 未満  
 ⑬ 0.32t/m<sup>3</sup> 以上 0.34t/m<sup>3</sup> 未満

(4) 鉄筋材料規格・径区分

- ① SD295 D10  
 ② SD295 D13  
 ③ SD295 D16  
 ④ SD345 D10  
 ⑤ SD345 D13  
 ⑥ SD345 D16~D25  
 ⑦ SD345 D29~D32  
 ⑧ SD345 D35  
 ⑨ 各種

4 (略)

- 第8章 (略)  
 第9章 道路維持修繕  
 ①・② (略)  
 ③ 舗装版切断工  
 1・2 (略)  
 3. 区分

(略)

(1) (略)

(新設)

(2) 舗装版種別区分及び厚さ区分

- 1)・2) (略)  
 3) コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版(新設)

- ① 15cm 以下
  - ② 15cm を超え 30cm 以下
  - ③ 30cm を超え 40cm 以下
- 全体厚さの内コンクリート舗装版厚さ
- ① 15cm 以下
  - ② 15cm を超え 30cm 以下

(削る。)

4 (略)

④ (略)

⑤ 橋梁補強工 (鉄板巻立て) (1)

1～3 (略)

4. 数量算出方法

(略)

(1) (略)

(2) スタッドジベル (材料費) は、規格ごとの本数を算出する。

なお、規格は以下を標準とするが、該当しない場合は、径、長さ等を明記する。

表 (略)

注) 工場製作品を標準とする。

(3) シール材 (材料費) の数量は、鋼板巻立て面積 (㎡) 当たりの質量(kg)とする。

縁部、パイプ周りについて、下記の式により必要数量を算出する。

「シール断面積×シール延長×単位質量 1,700 (kg/㎡) × (1 + 割増率)」

割増率は、下表に示す値とする。なお、割増率の内訳は、諸雑費とシール材の材料ロスとする。

表 (略)

(4) 注入材 (材料費) の数量は、鋼板巻立て面積 (㎡) 当たりの質量(kg)とする。

1) 無収縮モルタルの場合

下記の式により必要数量を算出する。

「(鋼板取付面積 10 (㎡) × 注入厚 0.03 (m) - 裏当て鋼板体積) × 単位質量 1,850 (kg/㎡) × (1 + 割増率) / 10 (㎡)」

割増率は下表に示す値とする。なお、割増率の内訳は、諸雑費とシール材の材料ロスとする。

表 (略)

2) エポキシ樹脂の場合

下記の式により必要数量を算出する。

「(鋼板取付面積 10 (㎡) × 注入厚 0.005 (m) - 裏当て鋼板体積) × 単位質量 1,200 (kg/㎡) × (1 + 割増率) / 10 (㎡)」

割増率は下表に示す値とする。なお、割増率の内訳は、諸雑費とシール材の材料ロスとする。

表 (略)

(5)・(6) (略)

⑥ 橋梁補強工 (鉄板巻立て) (2)

1～3 (略)

4. 数量算出方法

(略)

(1) シール材 (材料費) の数量は、鋼板巻立て面積 (㎡) 当たりの質量(kg)とする。

縁部、パイプ周りについて、下記の式により必要数量を算出する。

- ① 15cm 以上
  - ② 15cm を超え 35cm 以下
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(4) 舗装版種別区分及び厚さ区分の切断

1) 15cm 以下の場合

① 15cm 以下

② 30cm 以下

2) 15cm を超え 35cm 以下の場合

① 30cm 以下

② 40cm 以下

4 (略)

④ (略)

⑤ 橋梁補強工 (鉄板巻立て) (1)

1～3 (略)

4. 数量算出方法

(略)

(1) (略)

(2) スタッドジベル (材料費) は、規格ごとの本数を算出する。

なお、規格は以下を標準とするが、該当しない場合は、径、長さ等を明記する。

表 (略)

注) 工場製作品を標準とする。

(3) シール材 (材料費) の数量は、鋼板巻立て面積 (㎡) 当たりの質量(kg)とする。

縁部、パイプ周りについて、下記の式により必要数量を算出する。

「シール断面積×シール延長×単位質量 1,700 (kg/㎡) × (1 + 割増率)」

割増率は、下表に示す値とする。

表 (略)

(4) 注入材 (材料費) の数量は、鋼板巻立て面積 (㎡) 当たりの質量(kg)とする。

1) 無収縮モルタルの場合

下記の式により必要数量を算出する。

「(鋼板取付面積 10 (㎡) × 注入厚 0.03 (m) - 裏当て鋼板体積) × 単位質量 1,850 (kg/㎡) × (1 + 割増率) / 10 (㎡)」

割増率は下表に示す値とする。

表 (略)

2) エポキシ樹脂の場合

下記の式により必要数量を算出する。

「(鋼板取付面積 10 (㎡) × 注入厚 0.005 (m) - 裏当て鋼板体積) × 単位質量 1,200 (kg/㎡) × (1 + 割増率) / 10 (㎡)」

割増率は下表に示す値とする。

表 (略)

(5)・(6) (略)

⑥ 橋梁補強工 (鉄板巻立て) (2)

1～3 (略)

4. 数量算出方法

(略)

(1) シール材 (材料費) の数量は、鋼板巻立て面積 (㎡) 当たりの質量(kg)とする。

縁部、パイプ周りについて、下記の式により必要数量を算出する。

「シール断面積×シール延長×単位質量 1,700 (kg/m<sup>3</sup>) × (1 + 割増率)」  
割増率は、下表に示す値とする。なお、割増率の内訳は、諸雑費とシール材の材料ロスとする。  
表 (略)

(2) 注入材 (材料費) の数量は、鋼板巻立て面積 (m<sup>2</sup>) 当たりの質量 (kg) とする。

1) 無収縮モルタルの場合

下記の式により必要数量を算出する。

$$\left[ (\text{鋼板取付面積 } \underline{1} \text{ (m}^2\text{)} \times \text{注入厚 } 0.03 \text{ (m)} - \text{裏当て鋼板体積}) \right. \\ \left. \times \text{単位質量 } 1,850 \text{ (kg/m}^3\text{)} \times (1 + \text{割増率}) \right]$$

割増率は下表に示す値とする。なお、割増率の内訳は、諸雑費とシール材の材料ロスとする。

2) エポキシ樹脂の場合

下記の式により必要数量を算出する。

$$\left[ (\text{鋼板取付面積 } \underline{1} \text{ (m}^2\text{)} \times \text{注入厚 } 0.005 \text{ (m)} - \text{裏当て鋼板体積}) \right. \\ \left. \times \text{単位質量 } 1,200 \text{ (kg/m}^3\text{)} \times (1 + \text{割増率}) \right]$$

割増率は下表に示す値とする。なお、割増率の内訳は、諸雑費とシール材の材料ロスとする。

⑦～⑱ (略)

第10章・第11章 (略)

「シール断面積×シール延長×単位質量 1,700 (kg/m<sup>3</sup>) × (1 + 割増率)」  
割増率は、下表に示す値とする。  
表 (略)

(2) 注入材 (材料費) の数量は、鋼板巻立て面積 (m<sup>2</sup>) 当たりの質量 (kg) とする。

1) 無収縮モルタルの場合

下記の式により必要数量を算出する。

$$\left[ (\text{鋼板取付面積 } \underline{10} \text{ (m}^2\text{)} \times \text{注入厚 } 0.03 \text{ (m)} - \text{裏当て鋼板体積}) \right. \\ \left. \times \text{単位質量 } 1,850 \text{ (kg/m}^3\text{)} \times (1 + \text{割増率}) \right] \div \underline{10 \text{ (m}^2\text{)}}$$

割増率は下表に示す値とする。

2) エポキシ樹脂の場合

下記の式により必要数量を算出する。

$$\left[ (\text{鋼板取付面積 } \underline{10} \text{ (m}^2\text{)} \times \text{注入厚 } 0.005 \text{ (m)} - \text{裏当て鋼板体積}) \right. \\ \left. \times \text{単位質量 } 1,200 \text{ (kg/m}^3\text{)} \times (1 + \text{割増率}) \right] \div \underline{10 \text{ (m}^2\text{)}}$$

割増率は下表に示す値とする。

⑦～⑱ (略)

第10章・第11章 (略)

附 則

この通知は令和7年4月1日から施行する。

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行																																																																																										
<p>別紙 森林土木木製構造物暫定施工歩掛</p> <p>暫定歩掛の取扱いについて (略)</p> <p>森林土木木製構造物施工事例 1 ~ 5 (略)</p> <p>6 型枠工 6-1 ~ 6-11 (略) 6-12 残存型枠工 (角材式)</p> <p>特 徴 (略)</p> <p>施工場所 (略)</p> <p>施工方法 (略)</p> <p>標準図 (略)</p> <p>材料・歩掛表</p> <p style="text-align: right;">(100 m<sup>2</sup>当たり)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td></td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">15.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">14.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スギ正角材</td> <td>4.0m×9cm×9cm</td> <td>本</td> <td style="text-align: center;">41.8</td> <td>34.8×(1+0.20)</td> </tr> <tr> <td>スギ平割材</td> <td>4.0m×4.5cm×10.5cm</td> <td>本</td> <td style="text-align: center;">252.5</td> <td>238.2×(1+0.06)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費率</td> <td></td> <td>%</td> <td style="text-align: center;">8.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 諸雑費は、<u>固定金具</u>、鉄筋、セパレータ、角パイプ、フォームタイ、電気ノコギリ損料、電気ドリル損料、電力に関する経費に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。 2 本歩掛には、20m程度の現場内小運搬を含む。</p> <p>(削る。)</p> <p>6-13 (略)</p> <p>7 ~ 20 (略)</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土木一般世話役		人	0.4		型 枠 工		人	15.4		普通作業員		人	14.5		スギ正角材	4.0m×9cm×9cm	本	41.8	34.8×(1+0.20)	スギ平割材	4.0m×4.5cm×10.5cm	本	252.5	238.2×(1+0.06)	諸雑費率		%	8.0		<p>別紙 森林土木木製構造物暫定施工歩掛</p> <p>暫定歩掛の取扱いについて (略)</p> <p>森林土木木製構造物施工事例 1 ~ 5 (略)</p> <p>6 型枠工 6-1 ~ 6-11 (略) 6-12 残存型枠工 (角材式)</p> <p>特 徴 (略)</p> <p>施工場所 (略)</p> <p>施工方法 (略)</p> <p>標準図 (略)</p> <p>材料・歩掛表</p> <p style="text-align: right;">(10 m<sup>2</sup>当たり)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">0.04</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td></td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">1.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">1.45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>残存型式枠材料</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">10.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費率</td> <td></td> <td>%</td> <td style="text-align: center;">6.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 諸雑費は、鉄筋、セパレータ、角パイプ、フォームタイ、電気ノコギリ損料、電気ドリル損料、電力に関する経費に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。 2 本歩掛には、20m程度の現場内小運搬を含む。</p> <p style="text-align: right;">(1,137.5 m<sup>2</sup>当たり)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ正角</td> <td>4.0m×9cm×9cm</td> <td>本</td> <td style="text-align: center;">352</td> <td>支柱材・基礎材</td> </tr> <tr> <td>スギ平角材</td> <td>4.0m×4.5cm×10.5cm</td> <td>本</td> <td style="text-align: center;">2,709</td> <td>横板</td> </tr> <tr> <td>寸切ボルト</td> <td>ユニクロ・3/8×210</td> <td>組</td> <td style="text-align: center;">381</td> <td>ナット・ワッシャ一込</td> </tr> </tbody> </table> <p>※材料費は、別に図面を作成して個別に算出する。</p> <p>6-13 (略)</p> <p>7 ~ 20 (略)</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土木一般世話役		人	0.04		型 枠 工		人	1.54		普通作業員		人	1.45		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	残存型式枠材料		m <sup>2</sup>	10.00		諸雑費率		%	6.00		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	スギ正角	4.0m×9cm×9cm	本	352	支柱材・基礎材	スギ平角材	4.0m×4.5cm×10.5cm	本	2,709	横板	寸切ボルト	ユニクロ・3/8×210	組	381	ナット・ワッシャ一込
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																							
土木一般世話役		人	0.4																																																																																								
型 枠 工		人	15.4																																																																																								
普通作業員		人	14.5																																																																																								
スギ正角材	4.0m×9cm×9cm	本	41.8	34.8×(1+0.20)																																																																																							
スギ平割材	4.0m×4.5cm×10.5cm	本	252.5	238.2×(1+0.06)																																																																																							
諸雑費率		%	8.0																																																																																								
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																							
土木一般世話役		人	0.04																																																																																								
型 枠 工		人	1.54																																																																																								
普通作業員		人	1.45																																																																																								
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																																							
残存型式枠材料		m <sup>2</sup>	10.00																																																																																								
諸雑費率		%	6.00																																																																																								
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																							
スギ正角	4.0m×9cm×9cm	本	352	支柱材・基礎材																																																																																							
スギ平角材	4.0m×4.5cm×10.5cm	本	2,709	横板																																																																																							
寸切ボルト	ユニクロ・3/8×210	組	381	ナット・ワッシャ一込																																																																																							

21 その他

21-1 ～ 21-8 (略)

21-9 竹製補強土壁工

特徴・盛土補強材に竹材を用いた補強土壁工法。

- ・竹補強材には割竹を使用し、割竹材の摩擦抵抗による引抜き抵抗力で補強効果を発揮する。
- ・竹材は加熱乾燥処理を施すことで、耐腐朽性を高めている。
- ・竹材の伐採・加工は地産地消にて行い、放置竹林などの地域課題の解決につながる。
- ・壁面材にはエキスパンドメタルL型ユニットを使用し、安定・施工性の向上と植生による壁面緑化が図られる。

施工場所・工事用仮設道路における補強土壁。

- ・擁壁高が5m程度以下で、壁面勾配が1:0.1～1:0.5の箇所。

施工方法・中詰材は、原則として現地発生土を使用する。

- ・壁面材と竹補強材はボルトを使って連結する。
- ・中詰土砂の敷均し・締固めは、通常の補強土壁工の施工と同様とし、背面や基礎部の掘削時に湧水があるときは、適切な排水処理を行う。



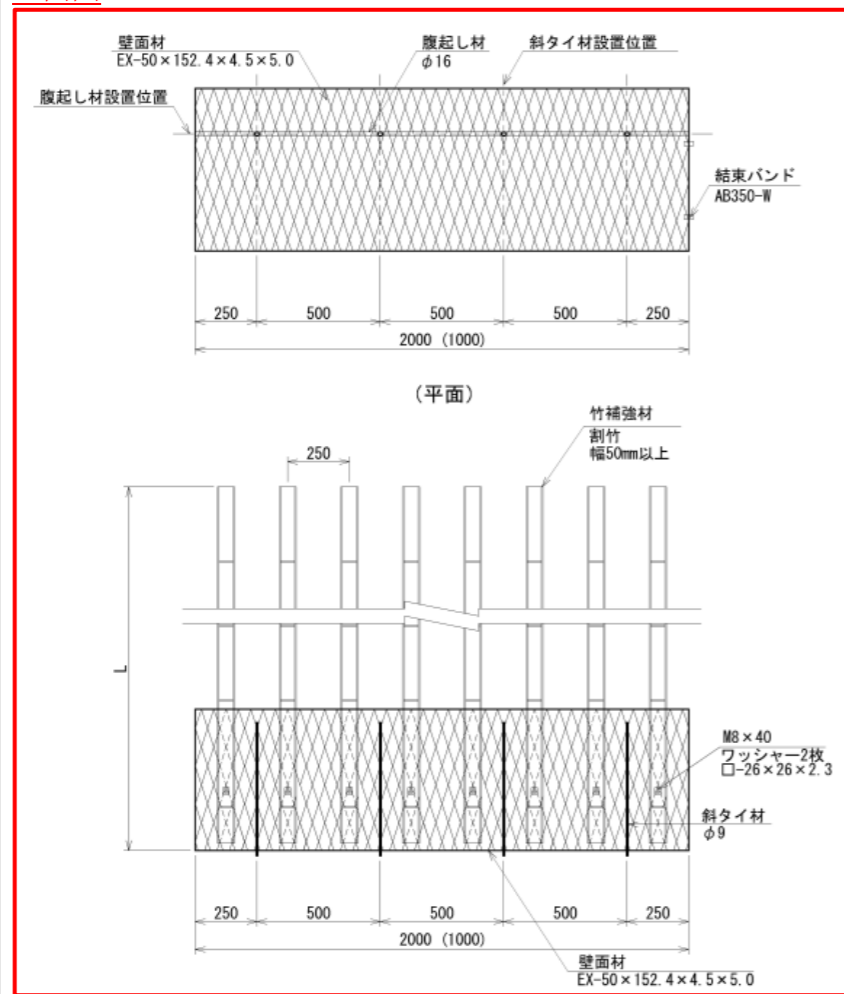
施工地：長野県下伊那郡  
阿南町新野  
事業名：令和4年度  
県単事業  
施工主体：長野県

21 その他

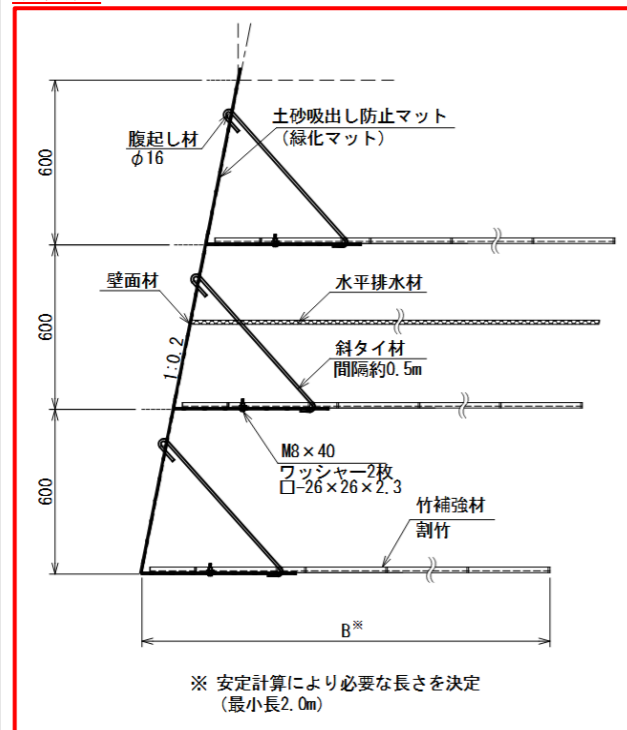
21-1 ～ 21-8 (略)

(新設)

標準図  
正面図



断面図



材料・歩掛表

材料表

H=3.0m 延長10m当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
壁面材	H=0.6m、めっき品	m <sup>2</sup>	30.0	エキスパントL型ユニット
竹補強材	幅≧50mm、長さ=2.0m	本	200.0	加熱乾燥処理材
水平排水材	t=10mm、W=300mm	m	16.6	壁面3.6m <sup>2</sup> に1箇所
中詰材		m <sup>3</sup>	60.0	現地発生土

歩掛表

補強土壁面材組立・設置

森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準2-⑫「補強土壁工」3-1「補強土壁面材組立・設置」による。

竹補強材取付

H=3.0m 延長10m当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.22	0.0011人/本
普通作業員		人	0.72	0.0036人/本

水平排水材布設工

H=3.0m 延長10m当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		人	0.05	0.003人/m

まき出し・敷均し、締固め

森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準2-⑫「補強土壁工」3-5「まき出し・敷均し、締固め」による。

木製構造物パーツ化歩掛（作業種別歩掛）（略）

木製構造物パーツ化歩掛（作業種別歩掛）（略）

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。